

普通預金(総合口座)

平成26年11月4日現在

商 品 名	普通預金
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入	
(1)預 入 方 法	随時預け入れできます。
(2)預 入 金 額	1円以上
(3)預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
利 息	
(1)適 用 金 利	変動金利
(2)利 払 方 法	年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)法人は総合課税となります。
手 数 料	キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、ATMご利用手数料一覧に表示されている手数料を徴求します。
付加できる特約事項	(1)個人の方は「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります) (2)個人の方は総合口座における定期預金についてマル優の取扱いができます。 (3)ご利用中の現行の普通預金(総合口座の普通預金を含みます)を決済用普通預金に変更することができます。この場合も口座番号は変更いたしませんので、公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の自動受取等のサービスがご利用いただけます。 (4)個人の方は貯蓄預金との間で資金を移動させる自動振替サービスの取扱いができます。
中途解約時の取扱い	—
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>通帳及びキャッシュカードはデザインをお選びいただけます。なお、デザインを切替される場合は当金庫所定の再発行手数料をいただきます。ただし、通帳繰越時におけるデザイン選択は除きます。</p>
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>